

スポーツ用具の貸出しのきまり

【借り受けから返却までの手順】

- (1) 北信教育事務所の担当へメールまたは電話で問い合わせ、借用を希望する用具の種類・数と使用期間について確認する。
- (2) 「借用願」(HPよりダウンロード可)に必要事項を記入の上、北信教育事務所へ提出し、承認を受ける。
- (4) 用具の借受け及び返却は、借受人が北信教育事務所へ来所の上、直接行うものとする。

【借用条件】

- (1) 借り受けた物品は、転貸や借用目的以外に使用しないこと。
- (2) 借り受けた物品は、借り受け時と同じ状態にして、数量を確認の上、借用期間満了の日までに返却すること。
- (3) 借り受けた物品を破損・紛失した場合は、速やかに報告すること。
- (4) 借用期間は貸出日の翌日から起算して2週間以内とする。
- (5) 貸し出しは無料とする。